

＜ サービスエリア利活用拠点整備事業の状況 ＞

1 整備内容

- ・常磐自動車道全線開通によるサービスエリア供用開始時期に併せて情報発信となる拠点施設を整備。同時期にスマート I C を設置。

2 整備状況

(1) 常磐自動車道開通の見通し

- ① 相馬 I C ～山元 I C ⇒平成 26 年度内開通予定
- ② 浪江 I C ～南相馬 I C ⇒平成 26 年度内開通予定
- ③ 広野 I C ～常磐富岡 I C ⇒平成 25 年度内開通予定
- ④ 常磐富岡 I C ～浪江 I C ⇒平成 26 年度内を目指す他の供用区間から大きく遅れない時期

(2) 整備取組み状況

- ・サービスエリア供用開始時期（常磐自動車道全線開通時期と関係）と同時期を目標に事業推進。
- ・サービスエリアと拠点施設が一体的に利用できるよう整備。
拠点施設整備、スマート I C 設置について関係機関で検討・協議中。

(3) 協議等の状況

①公共事業評価委員会から事業対応方針答申

- ・平成 25 年 5 月 29 日 「必要性は認められ有効性は更なる向上が望まれる」との答申を受け、サービスエリア利活用拠点整備事業が承認。

②スマート I C 関係

- ・平成 25 年 2 月 20 日 スマート I C 地区協議会設立・開催
- ・平成 25 年 3 月 19 日 スマート I C 実施計画書策定・提出
- ・平成 25 年 5 月 17 日 スマート I C 連結許可申請書提出
- ・平成 25 年 6 月 11 日 スマート I C 連結許可
- ・以降、事業開始可能。
- ・スマート I C による効果
広域交流の促進と地場産業の振興に向け拠点施設との相乗効果。
緊急時や復旧作業での輸送経路の確保、救急医療、被災地支援など。

③拠点施設整備関係

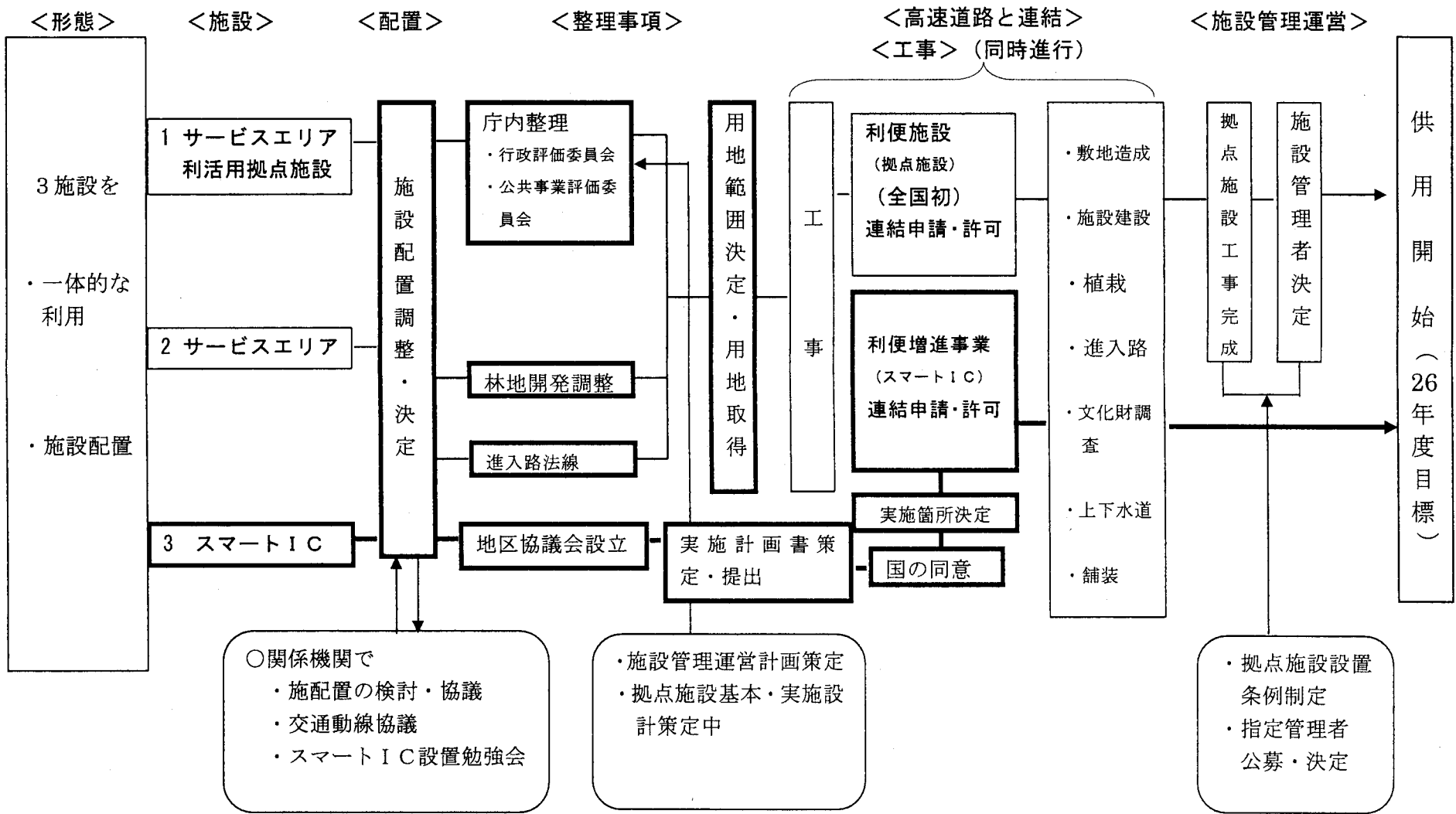
- ・(仮称) 鹿島サービスエリア利活用拠点施設等研究会 (S A 研究会) の検討を建物設計に反映。
- ・サービスエリアと拠点施設を一体的に整備する施設レイアウト等についてネクスコと検討。
魅力ある施設、集客ある施設とするため既存のアイディアにとらわれず斬新な発想を取り入れる方向。
- ・事業開始は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の連結許可が必須。

今年度、連結許可申請に向け関係機関と調整。

3 今後の予定（主なもの）

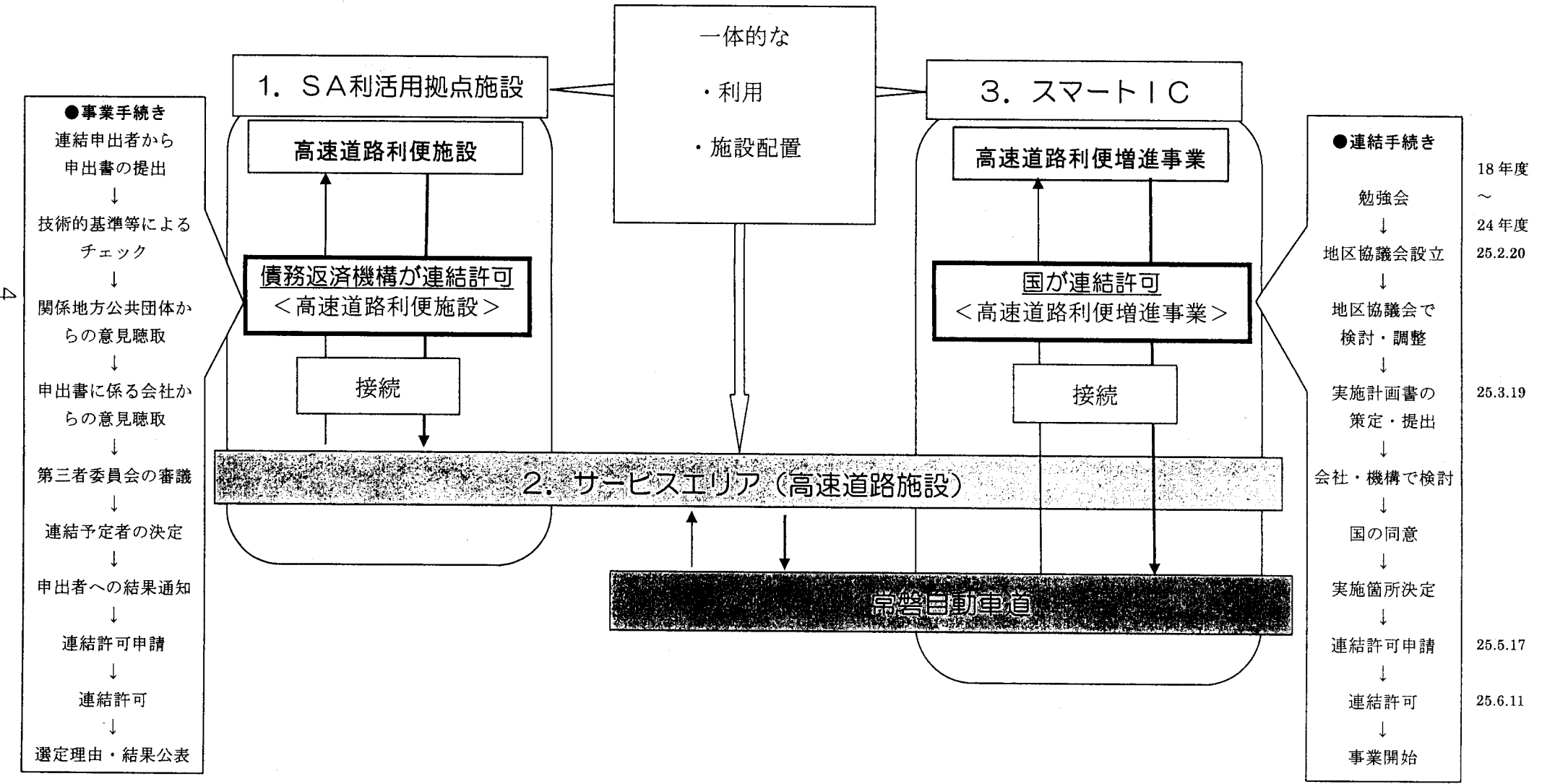
平成25年度	平成26年度
<ul style="list-style-type: none">・施設設計（基本・実施設計）・進入路工事着手・文化財調査・上下水道管布設工事・敷地造成工事	<ul style="list-style-type: none">・施設建設工事・舗装工事・植栽工事

■サービスエリア利活用拠点整備事業 供用開始までの主な流れ



■ 高速道路施設との連結形態

※サービスエリア利活用拠点施設及びスマートICは、異なる制度であり事業開始にはそれぞれ連結許可を受けることになる。



●事業手続き
 連結申出者から
 申出書の提出
 ↓
 技術的基準等による
 チェック
 ↓
 関係地方公共団体か
 らの意見聴取
 ↓
 申出書に係る会社か
 らの意見聴取
 ↓
 第三者委員会の審議
 ↓
 連結予定者の決定
 ↓
 申出者への結果通知
 ↓
 連結許可申請
 ↓
 連結許可
 ↓
 選定理由・結果公表

●連結手続き
 18年度
 ~
 24年度
 25.2.20
 勉強会
 ↓
 地区協議会設立
 ↓
 地区協議会で
 検討・調整
 ↓
 実施計画書の
 策定・提出
 25.3.19
 ↓
 会社・機構で検討
 ↓
 国の同意
 ↓
 実施箇所決定
 ↓
 連結許可申請
 25.5.17
 ↓
 連結許可
 25.6.11
 ↓
 事業開始

◆サービスエリア利活用拠点整備事業 スケジュール（予定）

	H24年度												H25年度												H26年度												H27年度	備 考																																							
	月			4			5			6			7			8			9			10			11			12			1			2					3			4			5			6			7			8			9			10			11			12			1			2			3		
	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期																													
運河河川事務所																																																																													
スマートIC																																																																													
拠点施設																																																																													
進入路関係																																																																													
林地開発連絡調整																																																																													
開発行為申請																																																																													
用地交渉(進入路)																																																																													
用地交渉(県道接続箇所)																																																																													
不動産鑑定																																																																													
物件補償算定																																																																													
移築・建物取壊・用地引渡・登記																																																																													
立木伐採																																																																													
埋蔵文化財調査																																																																													
土工事																																																																													
上下水道管布設工事																																																																													
舗装工事																																																																													
拠点施設関係																																																																													
管理運営計画策定																																																																													
基本設計・実施設計委託																																																																													
公共事業評価委員会																																																																													
敷地造成工事																																																																													
施設建設工事																																																																													
舗装工事																																																																													
内部協議																																																																													
SA研究会																																																																													
指定管理者導入手続き																																																																													

H27年4月 サービスエリア及び拠点施設オープン

施設設置条例一募集手続き一指定管理者指定一予算措置

51